

○越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年10月1日

規則第53号

改正 平成20年9月1日規則第33号

平成23年9月22日規則第21号

平成24年3月27日規則第10号

平成27年3月31日規則第18号

平成28年2月1日規則第2号

令和2年3月23日規則第20号

令和3年3月31日規則第18号

令和5年3月31日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年越前市条例第60号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募又は非公募の決定)

第2条 市長及び地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条の5に規定する委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、条例第13条第1項に規定する選定委員会(以下「選定委員会」という。)の意見を聴いて、次の各号に規定するいずれかの方法により指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1) 条例第2条の規定により指定管理者になろうとする法人その他の団体を募集する方法

(2) 条例第5条第1項の公共的団体又は同条第2項の認定計画提出者を募集によらずに候補者に選定する方法

(平24規則10・追加、令2規則20・一部改正)

(募集)

第3条 条例第2条の規定による募集については、当該募集に係る市長等が定める要項(以下「募集要項」という。)を市庁舎前掲示場への掲示、越前市広報への

掲載その他の効果的と認める方法により行うものとする。この場合において、募集要項に記載する内容が大量となる等の理由により全てを明示することが難しいときは、指定管理者を募集すること、募集期間及び募集要項の配布場所のみを明示して募集することができる。

2 原則として、指定管理者の募集は、一の施設ごとに行う。ただし、一の施設ごとに募集を行うことによりかえって施設の効用が妨げられ、市民サービスの低下につながるなどの特別の事情があるときは、複数の施設について一の指定管理者を募集することができる。

3 法人その他の団体の役員等(以下この項において「役員等」という。)が暴力団員であること若しくは当該団体の運営に暴力団員が事実上参加していること若しくは役員等が知りながら暴力団員を雇用し、暴力団員を利用し、若しくは暴力団の維持に関与していること又は役員等が知りながらこれらに該当しているもの若しくは暴力団員と契約を締結していること(法令の規定により契約の締結の義務がある場合を除く。)に該当する団体は、条例第2条第2号の申請ができる者の資格がないものとする。

4 条例第2条第9号の市長等が指定する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者を募集する公の施設に係る設置等条例及び設置等条例の施行規則(以下「設置等条例等」という。)の規定
- (2) 申請の撤回及び申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則として認めないこととする旨の規定
- (3) 申請書類の提出先
- (4) 委託料、利用料金及びそれらの上限額に関する事項
- (5) 現地説明会の開催に関する事項(必要に応じて)
- (6) リスク分担に関する事項
- (7) 保険の加入に関する事項
- (8) 施設等の修繕に関する事項
- (9) 業務の再委託の制限に関する事項
- (10) 申請書類の情報公開に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、施設を所管する課において必要と認める事

項

(平 2 0 規則 3 3 ・ 平 2 3 規則 2 1 ・ 一部改正、平 2 4 規則 1 0 ・ 旧第 2 条 繰下 ・ 一部改正、令 5 規則 2 4 ・ 一部改正)

(条例第 3 条第 4 号の市長等が指定する書類)

第 4 条 条例第 3 条第 4 号の市長等が指定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 団体の活動内容等を記載した書類
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、施設を所管する課において必要と認める書類
(平 2 4 規則 1 0 ・ 旧第 3 条 繰下)

(選定方法及び選定基準)

第 5 条 市長等は、指定管理者の候補者を選定委員会の意見を聴いて選定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の選定基準を選定委員会の意見を聴いて定めるものとする。

3 市長等は、指定管理者の候補者の選定を行ったときは、速やかにその結果について申請を行った全ての団体に通知するものとする。

4 市長等は、指定管理者の候補者の選定の結果、適当と認める団体がないと判断した場合又は選定の結果の通知から議会の指定までの間に、当該施設の指定管理者の候補者として選定した団体を指定管理者に指定することが不可能となり、若しくは著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、再び募集を行うなど必要な処置を講ずるものとする。

(平 2 0 規則 3 3 ・ 一部改正、平 2 4 規則 1 0 ・ 旧第 4 条 繰下 ・ 一部改正、令 2 規則 2 0 ・ 一部改正)

(募集によらない公の施設の決定)

第 6 条 市長等は、条例第 5 条第 1 項の規定により募集によらないで指定管理者の候補者の選定を行う公の施設については、地域住民の融和を図るために設けられた施設、性質上その使用のほとんどの使用料が減額され、又は免除される施設などのうちから選定委員会の意見を聴いて、当該施設の性質、規模、機能等により決定するものとする。

(平 2 0 規則 3 3 ・ 一部改正、平 2 4 規則 1 0 ・ 旧第 5 条 繰下 ・ 一部改正、
令 2 規則 2 0 ・ 一部改正)

(募集によらない指定管理者の候補者)

第 7 条 市長等は、条例第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により募集によらないで指定管理者の候補者を選定しようとするときは、その相手方に、指定管理者となる意思の有無について期限を定めて通知し、当該意思の有無を確認するものとする。

2 市長等は、条例第 5 条第 2 項の規定により募集によらないで指定管理者の候補者を選定しようとするときは、選定委員会においてその相手方に条例第 5 条第 2 項に規定する特定公園施設の管理等の説明を行わせ、当該選定委員会の意見を聴くものとする。

3 法人その他の団体の役員等(以下この項において「役員等」という。)が暴力団員であること若しくは当該団体の運営に暴力団員が事実上参加していること若しくは役員等が知りながら暴力団員を雇用し、暴力団員を利用し、若しくは暴力団の維持に関与していること又は役員等が知りながらこれらに該当しているもの若しくは暴力団員と契約を締結していること(法令の規定により契約の締結の義務がある場合を除く。)に該当する団体は、指定管理者の候補者としての相手方とすることはできない。

(平 2 0 規則 3 3 ・ 平 2 3 規則 2 1 ・ 一部改正、平 2 4 規則 1 0 ・ 旧第 6
条 繰下 ・ 一部改正、令 2 規則 2 0 ・ 一部改正)

(指定管理者の指定の公表等)

第 8 条 法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定による議会の議決があったときの条例第 6 条第 2 項の規定により行う公表の方法は、別に定める。

2 市長等は、条例第 6 条第 2 項の規定により公表をしたときは、指定した団体に指定管理者に指定した旨を通知するものとする。

(平 2 0 規則 3 3 ・ 一部改正、平 2 4 規則 1 0 ・ 旧第 7 条 繰下 ・ 一部改正)

(条例第 7 条第 2 項第 6 号の市長等が指定する事項)

第 9 条 条例第 7 条第 2 項第 6 号の市長等が指定する事項は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者が指定期間中市内に事務所を置くことに関する事項

- (2) 管理業務の第三者への委託に関する事項
- (3) 施設内での事故発生時の対応、本市への報告等に関する事項
- (4) 指定管理者が本市に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- (5) 保険の加入に関する事項
- (6) 施設等の修繕費用の負担に関する事項
- (7) 指定管理者が施設及び備付物件を使用する場合の取扱いに関する事項
- (8) 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管及び整備に関する事項
- (9) 協定の改定に関する事項
- (10) 越前市行政手続条例(平成17年越前市条例第28号)を準用する旨の事項
- (11) 情報公開に関する事項
- (12) 利用料金に関する事項(利用料金制度を採用する場合に限る。)
- (13) 暴力団の排除に関する事項
- (14) 前各号に掲げるもののほか、施設を所管する課において必要と認める事項

(平23規則21・一部改正、平24規則10・旧第8条繰下・一部改正)

(協定の改定)

第10条 条例第7条の協定で定めた事項については、次に掲げる場合を除き、改定をすることができない。

- (1) 使用料の額に関する設置等条例等の規定を改正するとき。
- (2) 開館時間等に関する設置等条例等の規定を改正するとき。
- (3) 施設の一部を新設し、又は廃止するとき。
- (4) 物価の大幅な変動があったとき。
- (5) 災害が発生したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が特別の事情があると認めるとき。

(平20規則33・一部改正、平24規則10・旧第9条繰下)

(指定の取消し等)

第11条 法第244条の2第11項及び条例第9条第1項の規定による処分は、条例第15条第1項に規定する評価委員会の意見を聴いて行うものとする。た

だし、緊急を要するとき又は処分の対象となる事由が明白であるときは、この限りでない。

2 条例第9条第1項に規定する指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、次に掲げる事由に該当したときとする。

- (1) 法第244条の2第10項の規定による報告の要求又は調査に対して、これに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。
- (2) 法第244条の2第10項の規定による指示に故意に従わないとき。
- (3) 設置等条例等又は協定に定める規定に違反したとき。
- (4) 条例第2条第2号の規定により明示する申請資格を失ったとき。
- (5) 申請の際に提出した書類の内容に、指定を受ける目的をもって虚偽の記載をしたと認められることが判明したとき。
- (6) 団体の経営状況の悪化等により管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
- (7) 組織的な非違行為が行われていた場合など、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (8) 法人その他の団体の役員等(以下この号において「役員等」という。)が暴力団員であること若しくは当該団体の運営に暴力団員が事実上参加していること若しくは役員等が知りながら暴力団員を雇用し、暴力団員を利用し、若しくは暴力団の維持に関与していること又は役員等が知りながらこれらに該当しているもの若しくは暴力団員と契約を締結していること(法令の規定により契約の締結の義務がある場合を除く。)が明白になったとき。
- (9) 管理業務が行われないうとき。

(平23規則21・一部改正、平24規則10・旧第10条繰下・一部改正)

(類型ごとに置く選定委員会の種類)

第12条 条例第13条第1項の規定により施設の類型ごとに置く選定委員会の種類及びその所管する施設は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設指定管理者選定委員会 市民福祉部が所管する施設
- (2) 産業振興施設指定管理者選定委員会 産業観光部及び環境農林部が所管

する施設

(3) 基盤施設指定管理者選定委員会 前2号以外の部が所管する施設

(4) 文教施設指定管理者選定委員会 教育委員会事務局が所管する施設

2 市長等は、指定管理者の募集の案件ごとに次に掲げる事項を議案として選定委員会に付議するものとする。ただし、施設の性質等により必要があるときは、複数案件をまとめて付議することができる。

(1) 当該施設の指定管理者の募集の方法

(2) 当該施設の指定管理者の選定の基準

(3) 当該施設の指定管理者の候補者の選定

(4) 前各号に掲げるもののほか選定に関する事項

(平24規則10・追加、平27規則18・令2規則20・令5規則24・一部改正)

(常設委員の設置)

第13条 選定委員会ごとに常設委員を置く。

2 常設委員は、学識経験を有する者のうちから4人以上を市長が委嘱する。

3 常設委員の任期は、委嘱の日から起算して2年間(補欠の常設委員の任期は、前任者の残任期間)とする。

4 常設委員は、再任されることができる。

5 前3項の規定によるほか、常設委員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

(1) 当該委員会が所管する施設を担当する部又は教育委員会事務局の長

(2) 財産管理課長

6 前項第1号の常設委員は、会議のうちその所管する施設に関する議案について議事されている間出席するものとする。

(平24規則10・追加、令2規則20・令3規則18・一部改正)

(個別委員の設置)

第14条 議案に係る施設の性質等に応じて、選定委員会に議案ごとに個別委員を置くことができる。

2 個別委員は、議案に係る施設に関し知見を有する者(越前市職員の身分を有する全ての者を除く。)1人を市長が委嘱する。

- 3 個別委員の任期は、委嘱の日から当該一連の議事が終結する日までとする。
- 4 個別委員は、会議のうち当該議案について議事されている間出席することができる。

(平24規則10・追加、令2規則20・一部改正)

(委員長の設置)

第15条 選定委員会ごとに委員長(以下この条から第17条までにおいて「委員長」という。)を置き、第13条第5項第1号による常設委員(当該委員が複数ある場合は、あらかじめ市長が定めた者)をもって充てる。

- 2 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指定した常設委員がその職務を代理する。

(平24規則10・追加)

(選定委員会の会議)

第16条 選定委員会は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会の会議の議長は、第13条第5項第1号による常設委員(当該委員が複数ある場合は、当該委員の互選により定めた者)をもって充てる。
- 3 選定委員会の議事は、当該議案について出席することができる委員の半数以上が出席しなければ決することができない。
- 4 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、選定委員会の議事が決したときは、議案ごとにこれを市長に(法第180条の5に規定する委員会に関する議事であるときは、当該委員会を経由して市長に)報告するものとする。

(平24規則10・追加)

(委員の出席停止等)

第17条 委員が応募してきた団体又は非公募で選定しようとする団体の役員であるときは、常設委員にあつては選定委員会の会議に出席することができず、個別委員にあつては解職される。

- 2 前項の場合において、常設委員は、代理人を指定することができる。この場合において、選定委員会の会議に出席した代理人は常設委員とみなし、代理人

を指定した者が議長に充てられる者であるときはその出席した代理人をもって議長とみなす。

- 3 財産管理課長の職にある常設委員は、必要の都度、その権限を当該常設委員が指定する者に委任することができる。この場合において、その委任を受けた者が選定委員会の会議に出席した場合は、その委任を受けた者は常設委員とみなす。

(平 2 4 規則 1 0 ・ 追加、 令 3 規則 1 8 ・ 一部改正)

(選定委員会の庶務)

第 1 8 条 選定委員会の庶務は、議案の提出に係る課が連帯して処理する。ただし、第 1 6 条第 5 項の規定による市長への報告に関することは議案を提出した課において、常設委員及び個別委員の委嘱並びにこれらの委員の報酬の支出に関することは財産管理課において処理する。

(平 2 4 規則 1 0 ・ 追加、 令 3 規則 1 8 ・ 一部改正)

(越前市指定管理者評価委員会)

第 1 9 条 越前市指定管理者評価委員会(以下この条において「評価委員会」という。)に委員(以下この条において「委員」という。)を置く。

- 2 委員は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 指定管理者制度に関し学識経験を有する者
- (2) 市民からの公募による者
- (3) 第 1 号に掲げる者が事故等によりその職務を遂行できない場合又は同条第 1 2 項に規定する場合においてその職務を代理する者(第 1 号に規定する経験を有する者に限る。)

- 3 委員の任期は、委嘱の日から起算して 2 年間(補欠の委員の任期は、前任者の残任期間)とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

- 5 第 2 項の規定によるほか、委員は、総務部長をもってこれに充てる。

- 6 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 7 評価委員会は、評価委員会の委員長(以下この条において「委員長」という。)が招集する。

- 8 評価委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 9 評価委員会は、指定管理者及び関係所属長が提出した管理運営の状況に関する資料に基づきその評価を行う。
- 10 前項の規定によるほか、評価委員会は、必要に応じて、自ら現地調査を行い、並びに指定管理者及び関係所属長に不足する資料の提出を求め、及び意見の開陳又は説明を求め、その評価を行うことができる。
- 11 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。
- 12 委員が評価を受ける指定管理者と利害関係を有するときは、当該委員はその評価に加わることができない。
- 13 評価委員会の庶務は、財産管理課において処理する。

(平24規則10・追加、平28規則2・令3規則18・令5規則24・一部改正)

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平24規則10・旧第11条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年9月1日規則第33号)

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成23年9月22日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前までになされた行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可及び普通財産の貸付け並びに契約については、なお、従前の例による。

附 則(平成24年3月27日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に越前市指定管理者評価委員会の委員の職にある者は、この規則の施行の日に、この規則の相当規定に基づき当該職に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたとみなされる者の任期は、同日における従前の職の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成27年3月31日規則第18号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月1日規則第2号)

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日規則第20号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第18号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第24号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。